

# 【記入例】

(宛先) 長野市長

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (令和〇〇年度)

令和〇〇年 〇月〇〇日

※( )内数字は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の記入上の注意事項」の説明文の番号です。

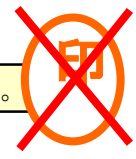
建築現場等で事業場が複数ある場合は  
名称：長野市内各現場  
所在地：市内各所等  
としてまとめてください。

実績年度

(1)

報告者  
 郵便番号 380-8512  
 住所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
 名称 廃棄物対策株式会社  
 氏名 代表取締役 長野太郎  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 026-226-0000

押印は不要です。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

(1)の業種を記入

事業場の名称	廃棄物対策株式会社 長野営業所					業種	72、専門サービス業		
事業場の所在地	(2) 郵便番号 380-0928 長野県長野市 若里〇丁目△△番地□□号					電話番号	026-000-0000		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	(4) 廃プラスチック類	(5) 5.021 t	(6) 10枚	9501000123	(7) 産業廃棄物処理(株)	長野市大字鶴賀緑町 〇〇-〇	9501000123	(8) 産業廃棄物処理(株)	
2	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物)	2.4 t	4枚	9502111222	(株)環境政策	長野市川中島△△ 〇〇-〇	2026111555	(株)環境政策	
3	「特管」廃酸	0.541 t	6枚	9551222222	生活環境(株)	長野市篠ノ井〇〇 123-4	2047000123	△△リサイクル(株)	
4	ガラスくず類	3 t	4枚	9503333444	〇〇〇〇(株)	長野市大字△△△ ***-1	9521654321	(有)ながの□□□	

### 備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 「産業廃棄物」は、政令(省令)の区域(政令市)の区域内に、短期間であり、一定の事業場(工場等)において発生するものとする。

廃棄物の種類ごと、受託者ごとに記入してください。  
・特別管理産業廃棄物は「特管」〇〇〇と区別してください。  
・石綿含有産業廃棄物に係るものは種類ごとに明記してください。

トン(t)単位で記入してください。トン(t)への変更については換算表を参考にしてください。

当該廃棄物の種類及び受託者ごとに交付した枚数を記入してください。

マニフェストの「運搬受託者」欄に記載の氏名または名称を記載してください。許可番号は契約書に添付されている許可証の写しに記載されています。

通常は記入不要(運搬先と同じため)  
※最終処分場の記入ではありません。

**【記入例】**

事業場の名称

廃棄物対策株式会社 長野営業所

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	ガラスくず類	2.251 t	2枚	9503333444	〇〇〇〇(株)	長野市大字△△△ ***-2	9521555555	(株)□□□資源	
6	金属くず	8.321 t	20枚	9502666666	××××(有)	長野市大字■ ***-1	9521555555	(株)□□□資源	
7	金属くず	3 t	8枚	9501123456	〇〇〇〇(株)	長野市大字■ ***-1	9521555555	(株)□□□資源	
8	がれき類	8 t	5枚		(自社運搬)	長野市大字△△△ ***-1	9521654321	(有)ながの□□□	
9	ゴムくず	20 t	20枚	9503777777	(株)●●運送	新潟県●●市 ***-6			

※ 自社運搬をした場合

処分していないので空欄

※ 区間委託をした場合  
順路に沿って記入してください。

## 【産業廃棄物管理票交付等状況報告書記入上の注意事項】

※（ ）内数字は[産業廃棄物管理票交付等状況報告書・記入例]に表示の番号となります。

### (1) 報告者

- 産業廃棄物の処理を委託して産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入してください。
- 報告者は、法人にあっては代表者の職名・氏名を記入することとなりますが、必ずしも代表者でなくても支店長・工場長など、産業廃棄物処理委託契約の権限のある方であれば差し支えありません。
- テナントビル等でビル管理者がマニフェストの交付を行っている場合は、産業廃棄物処理委託契約の名義にかかわらず、ビル管理者が報告者となります。

### (2) 事業場の名称

- 産業廃棄物を排出した事業場の郵便番号・名称・所在地・電話番号を記入します。
- 長野市内に支店・営業所等の事業所が複数ある場合は、各支店・営業所等が事業場となりますので、事業場ごとに提出してください。
- 建築現場のように長野市内で短期間の工事現場が複数ある場合はこれらを1事業所としてまとめ「長野市内各工事現場」と記入するか、管轄する支店・営業所等の事業所を記入してください。  
※工事現場の所在地が長野市以外の場合は、「長野市を除く〇〇各工事現場」と記入し長野県（事業場所在地を管轄する各地域振興局環境・廃棄物対策課）へ提出してください。

### (3) 業種

- 報告者の主たる業種（日本標準産業分類における中分類の番号・産業）を記入してください。記入に際しては、「日本標準産業分類大・中分類一覧」（別添1）を参考にしてください。  
※参考 「e-Stat政府統計の窓口」でも検索できます。  
アドレス <http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

### (4) 産業廃棄物の種類

- 廃棄物処理法第2条第4項、廃棄物処理法施行令第2条及び第2条の4に定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の区分に準拠して記入してください。ただし、電気製品が廃棄物になったもの等、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混在している場合は、混合廃棄物として取り扱ってください。（環境省の通知参照）
- 同じ産業廃棄物でも異なる処理業者が受託している場合は行を変えて、別に記入してください。
- 特別管理産業廃棄物については、「特管」と明記してください。（例：「特管」廃酸）
- 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨明記してください。  
※産業廃棄物の種類と換算係数（別添2）を参考にしてください。

### (5) 排出量（t）

- 排出量の単位はトン（t）で記入してください。記載する数字は小数点第3位（1Kg以上）までで報告してください。
- トン（t）への変換については、産業廃棄物の種類と換算係数（別添2）を参考に換算してください。

### (6) 管理表の交付枚数

- 当該廃棄物の種類及び受託者ごとに交付したマニフェストの枚数を記入してください。マニフェストは控えや戻り票を含めた（A票、B2票、D票、E票等）セットを1枚として数えます。
- 3月31日までに交付したマニフェストの写し（B2票、D票、E票等）が戻ってこない場合も対象となりますので、その場合は控え（A票）を報告枚数に含めてください。

### (7) 運搬受託者

- 廃棄物の運搬を委託した収集運搬業者の許可番号（積み込み場所の許可番号）、氏名又は名称、運搬先の住所（マニフェストの「運搬先の事業場」欄の所在地）を記入してください。  
このとき、区間を区切って運搬を委託した場合は、その区間ごとに改行し、運搬受託者を全て記入してください。

### (8) 処分受託者

- 廃棄物の処分を委託した処分業者の許可番号、氏名又は名称、処分場所の住所（マニフェストの「処分事業場」「処分業者の処理施設」等欄の所在地）を記入してください。  
中間処理業者に委託した場合は、中間処理業者のみを記入し、最終処分業者の記入は必要ありません。  
ただし、中間処理業者を経ずに直接、最終処分業者と契約している場合は、処分受託者欄に最終処分業者を記入することになります。
- 「処分場所の住所」が「運搬先の住所」と同じ場合は、「処分場所の住所」の記入は必要ありません。

日本標準産業分類(平成19年[2007年]11月改定)

大分類	中分類		小分類
	番号	産業	産業
A	農業・林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業
		04	水産養殖業
C	鉱業、砕石業、砂利採取業	05	鉱業、砕石業、砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	識別工事業(設備工事業を除く)
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具製造業は除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業		
25	はん用機械製造業		

日本標準産業分類(平成19年[2007年]11月改定)

大分類	中分類		小分類	
	番号	産業	産業	
	26	生産用機械製造業	261農業用機械製造業(農業用器具を除く)、262建設機械・鉱山機械製造業、263繊維機械製造業、264生活関連産業用機械製造業、265基礎素材産業用機械製造業、266金属加工機械製造業、267半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、269その他の生産用機械・同部分品製造業	
	27	業務用機械製造業	271事務用機械器具製造業、272サービス用・娯楽用機械器具製造業、273計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、274医療用機械器具・医療用品製造業、275光学機械器具・レンズ製造業、276武器製造業、	
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	281電子デバイス製造業、282電子部品製造業、283記録メディア製造業、284電子回路製造業、285ユニット部品製造業、289その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	29	電気機械器具製造業	291発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、292産業用電気機械器具製造業、293民生用電気機械器具製造業、294電球・電気照明器具製造業、	
	30	情報通信機械器具製造業	301通信機械器具・同関連機械器具製造業、302映像・音響機械器具製造業、303電子計算機・同附属装置製造業	
	31	輸送用機械器具製造業	311自動車・同附属品製造業、312鉄道車両・同部分品製造業、313船舶製造・修理業、船用機関製造業、314航空機・同附属品製造業、315産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、319その他の輸送用機械器具製造業、	
	32	その他の製造業	321貴金属・宝石製品製造業、322装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)、323時計・同部分品製造業、324楽器製造業、325がん具・運動用具製造業、326ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、327漆器製造業、328畳等生活雑貨製品製造業、329他に分類されない製造業	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	331電気業
		34	ガス業	341ガス業
		35	熱供給業	351熱供給業
		36	水道業	361上水道業、362工業用水道業、363下水道業
G	情報通信業	37	通信業	371固定電気通信業、372移動電気通信業、373電気通信に附帯するサービス業
		38	放送業	381電気通信に附帯するサービス業、382民間放送業(有線放送業を除く)、383有線放送業
		39	情報サービス業	391ソフトウェア業、392情報処理・提供サービス業
		40	インターネット付随サービス業	401インターネット付随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業	411映像情報制作・配給業、412音声情報制作業、413新聞業、414出版業、415広告制作業、416映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業、郵便業	42	鉄道業	421鉄道業、
		43	道路旅客運送業	431一般乗合旅客自動車運送業、432一般乗用旅客自動車運送業、433一般貸切旅客自動車運送業、439その他の道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業	441一般貨物自動車運送業、442特定貨物自動車運送業、443貨物軽自動車運送業、444集配利用運送業、449その他の道路貨物運送業
		45	水運業	451外航海運業、452沿海海運業、453内陸水運業、454船舶貸渡業、
		46	航空運輸業	461航空運送業、462航空機使用業(航空運送業を除く)、
		47	倉庫業	471航空機使用業(航空運送業を除く)、472冷蔵倉庫業、
		48	運輸に付随するサービス業	481港湾運送業、482貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、483運送代理店、484こん包業、485運輸施設提供業、489その他の運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業	491郵便業(信書便事業を含む)、
		50	各種商品卸売業	501各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業	511繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)、512衣服卸売業、513身の回り品卸売業、
		52	飲食品卸売業	521農畜産物・水産物卸売業、522食料・飲料卸売業、
		53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	531建築材料卸売業、532化学製品卸売業、533石油・鉱物卸売業、534鉄鋼製品卸売業、535非鉄金属卸売業、536再生資源卸売業、

日本標準産業分類(平成19年[2007年]11月改定)

大分類	中分類		小分類
	番号	産業	産業
I	卸売・小売業	54	機械器具卸売業 541産業機械器具卸売業、542自動車卸売業、543電気機械器具卸売業、549その他の機械器具卸売業
		55	その他の卸売業 551家具・建具・じゅう器等卸売業、552医薬品・化粧品等卸売業、553紙・紙製品卸売業、559他に分類されない卸売業
		56	各種商品小売業 561百貨店、総合スーパー、569その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
		57	繊維・衣服・身の回り品小売業 571呉服・服地・寝具小売業、572男子服小売業、573婦人・子供服小売業、574靴・履物小売業、579その他の織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業 581各種食料品小売業、582野菜・果実小売業、583食肉小売業、584鮮魚小売業、585酒小売業、586菓子・パン小売業、589その他の飲食料品小売業
		59	機械器具小売業 591自動車小売業、592自転車小売業、593機械器具小売業(自動車、自転車を除く)
		60	その他の小売業 601家具・建具・畳小売業、602じゅう器等小売業、603医薬品・化粧品小売業、604農耕用品小売業、605燃料小売業、606書籍・文房具小売業、607スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、608写真機・時計・眼鏡小売業、609他に分類されない小売業(タクシー・レンタカー、貸し出し用車両)
		61	無店舗小売業 611通信販売・訪問販売小売業、612自動販売機による小売業、619その他の無店舗小売業
J	金融業・保険業	62	銀行業 621中央銀行、622銀行(中央銀行を除く)
		63	協同組織金融業 631中小企業等金融業、632農林水産金融業
		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 641貸金業、642質屋、643クレジットカード業、割賦金融業、649その他の非預金信用機関
		65	金融商品取引業、商品先物取引業 651金融商品取引業、652商品先物取引業、商品投資業
		66	補助的金融業 661補助的金融業、金融附帯業、662信託業、663金融代理業
		67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) 671生命保険業、672損害保険業、673共済事業・少額短期保険業、674保険媒介代理業、675保険サービス業、
K	不動産業、物品賃貸業	68	不動産取引業 681建物売買業、土地売買業、682不動産代理業・仲介業、
		69	不動産賃貸業・管理業 691不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)、692貸家業、貸間業、693駐車場業、694不動産管理業、
		70	物品賃貸業 701各種物品賃貸業、702産業用機械器具賃貸業、703事務用機械器具賃貸業、704自動車賃貸業、705スポーツ・娯楽用品賃貸業、709その他の物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス	71	学術・開発研究機関 711自然科学研究所、712人文・社会科学研究所、
		72	専門サービス業 721法律事務所、特許事務所、722公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、723行政書士事務所、724公認会計士事務所、税理士事務所、725社会保険労務士事務所、726デザイン業、727著述・芸術家業、728経営コンサルタント業、純粋持株会社、729その他の専門サービス業
		73	広告業 731広告業、
		74	技術サービス業 741獣医療業、742土木建築サービス業、743機械設計業、744商品・非破壊検査業、745計量証明業、746写真業、749その他の技術サービス業、
M	宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業 751旅館、ホテル、752簡易宿所、753下宿業、759その他の宿泊業、
		76	飲食店 761食堂、レストラン(専門料理店を除く)、762専門料理店、763そば・うどん店、764すし店、765酒場、ピヤホール、766バー、キャバレー、ナイトクラブ、767喫茶店、769その他の飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業 771持ち帰り飲食サービス業、772配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業 781洗濯業、782理容業、783美容業、784一般公衆浴場業、785その他の公衆浴場業、789その他の洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業 791旅行業、792家事サービス業、793衣服裁縫修理業、794物品預り業、795火葬・墓地管理業、796冠婚葬祭業、799他に分類されない生活関連サービス業(結婚相談業他)
		80	娯楽業 801映画館、802興行場(別掲を除く)、興行団、803競輪・競馬等の競走場、競技団、804スポーツ施設提供業、805公園、遊園地、806遊戯場、809その他の娯楽業(遊漁船・マリナー業・ダンスホール他)
O	教育、学習支援業	81	学校教育 811幼稚園、812小学校、813中学校、814高等学校、中等教育学校、815特別支援学校、816高等教育機関、817専修学校、各種学校、818学校教育支援機関、
		82	その他の教育、学習支援事業 821社会教育、822職業・教育支援施設、823学習塾、824教養・技能教授業、829他に分類されない教育、学習支援業

日本標準産業分類(平成19年[2007年]11月改定)

大分類	中分類		小分類
	番号	産業	産業
P	医療、福祉	83	医療業 831病院、832一般診療所、833歯科診療所、834助産・看護業、835療術業、836医療に附帯するサービス業
		84	保健衛生 841保健所、842健康相談施設、849その他の保健衛生、
		85	社会保険・社会福祉・介護事業 851社会保険事業団体、852福祉事務所、853児童福祉事業(保育所)、854老人福祉・介護事業、855障害者福祉事業、859その他の社会保険・社会福祉・介護事業、
Q	複合サービス業	86	郵便局 861郵便局、862郵便局受託業(簡易郵便局)、
		87	協同組合(他に分類されないもの) 871農林水産業協同組合(他に分類されないもの)、872事業協同組合(他に分類されないもの)、
R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業 881一般廃棄物処理業、882産業廃棄物処理業、889その他の廃棄物処理業、
		89	自動車整備業 891自動車整備業、
		90	機械等修理業(別掲を除く) 901機械修理業(電気機械器具を除く)、902電気機械器具修理業、903表具業、909その他の修理業(家具・時計等修理業)
		91	職業紹介・労働者派遣業 911職業紹介業、912労働者派遣業、
		92	その他の事業サービス業 921速記・ワープロ入力・複写業、922建物サービス業、923警備業、929他に分類されない事業サービス業、
		93	政治・経済・文化団体 931経済団体、932労働団体、933学術・文化団体、934政治団体、939他に分類されない非営利的団体、
		94	宗教 941神道系宗教、942仏教系宗教、943キリスト教系宗教、949その他の宗教、
		95	その他のサービス業 951集会場、952と畜場、959他に分類されないサービス業
S	公務(他に分類されるものを除く)	96	外国公務 961外国公館、969その他の外国公務
		97	国家公務 971立法機関、972司法機関、973行政機関、
T	T 分類不能の産業	99	分類不能の産業 999分類不能の産業、

【注】公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う

# 1、産業廃棄物の種類別コードと換算係数

産業廃棄物の種類及びコード	換算係数 (体積m <sup>3</sup> 、 g⇒重量t)
0100 燃え殻	1.14
0110 焼却灰	1.14
0111 石炭灰	1.14
0112 廃棄物の焼却灰	1.14
0120 廃カーボン・活性炭	1.14
0200 汚泥(泥状のもの)	1.1
0210 有機性汚泥	1.1
0211 下水汚泥	1.1
0220 無機性汚泥	1.1
0221 建設汚泥(残土を除く)	1.1
0222 上水汚泥	1.1
0300 廃油	0.9
0310 一般廃油	0.9
0311 鉱物性油	0.9
0312 動植物性油	0.9
0320 廃溶剤	0.9
0330 固形油	0.9
0340 油でい	0.9
0400 廃酸	1.25
0401 写真定着廃液	1.25
0500 廃アルカリ	1.13
0501 写真現像廃液	1.13
0600 廃プラスチック	0.35
0601 廃タイヤ	0.35
0602 自動車用プラスチックバンパー	0.35
0603 廃農業用ビニール	0.35
0604 プラスチック製廃容器包装	0.35
0605 発泡スチロール	0.35
0606 発泡ウレタン	0.35
0607 発泡ポリスチレン	0.35
0608 塩化ビニル製建設資材	0.35
0700 紙くず	0.3
0710 建設工事の紙くず	0.3
0711 ダンボール	0.3
0800 木くず	0.55
0810 建設工事の木くず	0.55
0811 伐採材・伐根材	0.55
0900 繊維くず(天然繊維くず)	0.12
0910 建設工事の繊維くず	0.12

産業廃棄物の種類及びコード	換算係数 (体積m <sup>3</sup> 、 g⇒重量t)
1000 動植物性残さ	1
4000 動物系固形不要物	1
1100 ゴムくず(天然ゴム)	0.52
1200 金属くず	1.13
1210 鉄くず	1.13
1220 非鉄金属くず	1.13
1221 鉛製の管又は板	1.13
1222 電線くず	1.13
1300 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1
1310 ガラスくず	1
1311 ガレット	1
1312 廃ブラウン管(側面部)	1
1313 ガラス製廃容器包装	1
1314 ロックウール	1
1315 石綿(非飛散性)	1
1316 グラスウール	1
1317 岩綿吸音板	1
1320 陶磁器くず	1
1321 コンクリートくず	1
1322 石膏ボード	1
1323 ALC(軽量泡コンクリート)	1
1400 鉱さい	1.93
1401 スラグ	1.93
1500 がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1.48
1501 コンクリート破片	1.48
1502 アスファルト・コンクリート破片	1.48
1600 動物のふん尿(畜産農業から排出されたもの)	1
1700 動物の死体(畜産農業から排出されたもの)	1
1800 ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)	1.26
1900 処分するために処理したもの(13号廃棄物)	1
2000 建設混合廃棄物	0.26
2010 安定型建設混合廃棄物	0.26
2020 管理型建設混合廃棄物	0.26
2021 新築系混合廃棄物	0.26
2022 解体系混合廃棄物	0.26
2100 安定型混合廃棄物	0.26
2200 管理型混合廃棄物	0.26
2300 シュレッダーダスト	0.26

産業廃棄物の種類及びコード	換算係数 (体積m <sup>3</sup> 、 g⇒重量t)
2400 石綿含有産業廃棄物	1
2410 石綿含有産業廃棄物(建設混合廃棄物)	0.26
2420 石綿含有産業廃棄物(ガラス・コンクリート・陶磁器くず)	1
2430 石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック類)	0.35
2440 石綿含有産業廃棄物(がれき類)	1.48
2450 石綿含有産業廃棄物(紙くず)	0.3
2460 石綿含有産業廃棄物(木くず)	0.55
2470 石綿含有産業廃棄物(繊維くず)	0.12
3000 廃自動車	1
3010 廃二輪車	1
3020 バイク	1
3030 自転車	1
3100 廃電気機械器具	1
3101 廃パチンコ機・廃パチスロ機	1
3102 プリント配線板	1
3103 テレビ受信機	1
3104 エアークンディショナー	1
3105 冷蔵庫	1
3106 洗濯機	1
3107 電子レンジ	1
3108 パーソナルコンピューター	1
3109 電話機	1
3110 自動販売機	1
3111 蛍光灯	1
3112 冷凍庫	1
3500 廃電池類	1
3510 鉛蓄電池	1
3520 乾電池	1
3600 複合材	1



## 2、特別管理産業廃棄物の種類別コードと換算係数

特別管理産業廃棄物の種類及びコード	換算係数 (体積m <sup>3</sup> 、 ρ⇒重量t)
7000 燃えやすい廃油(揮発油類・灯油類及び軽油類)	0.9
7100 ph2.0以下の廃酸(強酸)	1.25
7200 ph12.5以上の廃アルカリ(強アルカリ)	1.13
7300 感染性廃棄物	0.3
7400 特定有害産業廃棄物	1
7410 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	1
7411 廃PCB等	1
7412 PCB汚染物	1
7413 PCB処理物	1
7421 廃石綿等	0.3
7422 指定下水汚泥	1.1
7423 鉱さいであって基準値を超える有害物質を含むもの	1.93
7424 燃え殻であって基準値を超える有害物質を含むもの	1.14
7425 廃油であって基準値を超える有害物質を含むもの	0.9
7010 燃えやすい廃油(揮発油類・灯油類及び軽油類)であって基準値を超える有害物質を含むもの	0.9
7426 汚泥であって基準値を超える有害物質を含むもの	1.1
7427 廃酸であって基準値を超える有害物質を含むもの	1.25
7110 ph2.0以下の廃酸(強酸)であって基準値を超える有害物質を含むもの	1.25
7428 廃アルカリであって基準値を超える有害物質を含むもの	1.13
7210 ph12.5以上の廃アルカリ(強アルカリ)であって基準値を超える有害物質を含むもの	1.13
7429 ばいじんであって基準値を超える有害物質を含むもの	1.26
7430 処分するため処理したもの(13号廃棄物)であって基準値を超える有害物質を含むもの	1